

# 小野市ペイジー口座振替申込書

年 月 日

小野市長様

本人承諾事項（ウラ面）を確認し、ペイジーによる口座振替を申込します。

①太枠内を記入してください。

納税（納付）義務者個人番号

申請者	住所	(〒 - )						
	フリガナ							
	氏名					電話 ( )	-	
口座名義人	住所	(〒 - )						
	フリガナ							
	氏名					電話 ( )	-	
	指定金融機関	機関名		コード		支店名		コード
納税（納付）義務者	住所	(〒 - )						
	フリガナ							
	氏名					電話 ( )	-	

※申請者・口座名義人・納税（納付）義務者が全て同一の場合は、” 同上 ”でも可とします

※申請者と口座名義人は、同一人物もしくは同一生計の人に限る

※住所欄について、ご住所が市内の場合は、町名からご記入いただいても構いません

(打出レシート貼付)

②希望する振替種目と納付方法に○を記入してください。

コード	振替種目	納付方法
001	住民税（市・県民税）（普通徴収）	各期 ・ 一括
002	軽自動車税	定期
003	固定資産税 ※共有名義の場合、別途申込が必要	各期 ・ 一括
004	国民健康保険税 ※世帯主が納付（納税）義務者	各期 ・ 一括
005	介護保険料（普通徴収）	各期
006	後期高齢者医療保険料（普通徴収）	各期

以下、市で記入

申請者 本人 確認欄	運転免許証・住基カード・パスポート
	身体障害者手帳・療育手帳・
	その他 ( )
	番号等 ( )

受付

受付	担当者	回付
税務課		
高齢介護課		
市民課		

## 【ペイジー利用に当たっての本人承諾事項】

ペイジーでの申込により、端末機に預金口座振替の確認を表す電文が表示された時点で、

- ◆口座名義人と小野市の間で、口座名義人が負担する「特定の債務（表面で指定された振替種目）」を預金口座振替により支払う意思表示が成立するとともに、
- ◆口座名義人と金融機関の間で、下記①～⑤に係る「預金口座振替」の取り決めが成立するものとします。

- ① 私が小野市へ支払うべき市税等の納付書が小野市から表面に記載された金融機関に送付されたときは、その納付書に記載された金額を、金融機関が私に通知することなく、所定の振替日に私の指定預金口座から小野市の指定預金口座へ振替納付することを承諾します。  
※納付額は、納税（納付）義務者宛てに、小野市が課税・賦課（変更）決定時に通知します。
- ② 上記指定預金口座の残高が所定の振替日において納付書記載の金額に満たないときは、金融機関が私に通知することなく、その納付書を小野市へ返戻されても、また次回以降の口座振替を中止されても異議ありません。
- ③ 納税（納付）義務者の表面で指定された振替種目について、過誤納金等が発生した場合には、その過誤納金等を表面に記載のある預金口座へ振り込むことを承諾します。
- ④ 私の都合により、この取扱いを解約するときは、小野市へ廃止の旨届け出ます。
- ⑤ この申込に関し特別な事情のないかぎり、口座振替は翌年以降も有効としてください。

## 【口座振替制度のあらまし】

口座振替制度を利用されますと、あなたのご指定の預金口座から、自動的に市税・保険料を振り替えて納付することができます。

ただし、振替日は毎月末（土日祝日の場合はその翌日）の朝となりますので、その日の前日までに振替ができるよう口座残高の確保をお願いいたします。

- ① ペイジーによる口座振替ができる科目は、次のとおりです。  
特別徴収（給与からの天引き・年金からの天引き）は対象になりません。
  1. 住民税（市・県民税）普通徴収分
  2. 軽自動車税
  3. 固定資産税
  4. 国民健康保険税 普通徴収分
  5. 介護保険料 普通徴収分
  6. 後期高齢者医療保険料 普通徴収分
- ② 納税（納付）義務者ごとに申込書が必要であり、共有名義の固定資産税（〇〇〇外△名様）、故人名義の税金等は別途申込が必要となります。
- ③ 納税（納付）通知書（課税・賦課の根拠・各期別の納付額等を記載したもの）は、事前に本人様宛にお送りいたします。
- ④ 振替開始日については、申込月の翌月分からの振替となります。  
（過年度課税・賦課分を除く）
- ⑤ 口座振替済通知書は送付いたしません。振替済の確認は、お手数ですが通帳記入によりお願いします。

## 【その他ご留意いただきたい事項】

- 暗証番号を所定回数以上間違えて入力された場合は、キャッシュカードが使用できなくなり、金融機関の窓口でのお手続きが必要となりますので、ご注意ください。